

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府4-20)

政策名及び施策名	政策名「男女共同参画」 施策名「男女共同参画基本計画の作成・推進」	担当部局・作成責任者名	男女共同参画局 推進課長 花咲 恵乃						
施策の概要	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。	事後評価実施予定時期	令和4年度(1年目評価) 令和7年度(4年目評価) 令和8年度(最終年度評価)						
施策目標	男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること								
施策目標の設定の考え方・根拠	男女共同参画基本法において、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしていることを踏まえ設定。								
測定指標1 【主要な測定指標】	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年)	年度ごとの目標値	ほぼすべてを目標としつつ、当面50%(2025年までの目標値)					
基準値(基準年度)	21.2%(2019年)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室)(2~3年に1回)
中目標1	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・政治分野における女性の参画拡大								
測定指標2-1	衆議院議員の候補者に占める女性の割合(※1)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	35%(2025年)	年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)					
基準値(基準年度)	17.8%(2017年)	年度ごとの実績値	17.7%					測定指標の実績値の把握方法	総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」(総選挙後に実施)
測定指標2-2	参議院議員の候補者に占める女性の割合(※1)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	35%(2025年)	年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)					
基準値(基準年度)	28.1%(2019年)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の把握方法	総務省「参議院議員通常選挙結果調」(参議院選挙後に実施)

測定指標2-3	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合(※2)					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	35%(2025年)	年度ごとの目標値	35%(2025年までの目標値)				測定指標の実績値の把握方法	総務省「地方選挙結果調」(統一地方選挙後に実施)
	基準値(基準年度)	16.0%(2019年)	年度ごとの実績値						
中目標2	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・行政分野における女性の参画拡大								
測定指標3-1	国家公務員の各役職段階に占める女性の割合・本省課室長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	10%(2025年度末)	年度ごとの目標値	10%(2025年度末までの目標値)				測定指標の実績値の把握方法	内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(年1回)
	基準値(基準年度)	5.9%(2020年7月)	年度ごとの実績値	6.4%					
測定指標3-2	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	16.0%(2025年度末)	年度ごとの目標値	16%(2025年度末までの目標値)				測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)
	基準値(基準年度)	12.2%(2020年)	年度ごとの実績値	13.0%					
測定指標3-3	市町村職員の各役職段階に占める女性の割合・本庁課長相当職					測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	22%(2025年度末)	年度ごとの目標値	22%(2025年度末までの目標値)				測定指標の実績値の把握方法	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(年1回)
	基準値(基準年度)	市町村17.8% 〔政令指定都市16.9%〕 (2020年)	年度ごとの実績値	市町村18.4% 〔政令指定都市17.6%〕					

中目標3		あらゆる分野における女性の参画拡大 ・企業における女性の参画拡大								
測定指標4-1	民間企業の雇用者の係長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	30% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	30%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	18.9% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	20.7%					測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
測定指標4-2	民間企業の雇用者の課長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	18% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	18%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	11.4% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	12.4%					測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
測定指標4-3	民間企業の雇用者の部長相当職に占める女性の割合					測定指標の選定理由		第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。	
	目標(目標年度)	12% (2025年)	施策の進捗状況(目標)	12%(2025年までの目標値)						
基準(基準年度)	6.9% (2019年)	施策の進捗状況(実績)	7.7%					測定指標の実績値の把握方法	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(年1回)	
参考指標1	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において加点評価する取組の実施状況					参考指標の選定理由		女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた当該取組の実施状況を把握することで、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。		
	参考値(参考年度)	金額:1兆2,700億円 件数:10,200件 (2019年度)	年度ごとの実績値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	毎年度実施するフォローアップ調査(年1回)

中目標4	あらゆる分野における女性の参画拡大 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進									
測定指標5	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	0.80%(2025年)	年度ごとの目標値	0.80%(2025年までの目標値)						
基準値(基準年度)	1.33%(2019年)	年度ごとの実績値	1.07%						測定指標の実績値の把握方法	総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出(年1回)
参考指標2	地域女性活躍推進交付金事業を行っている都道府県数						参考指標の選定理由	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。		
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	各地方公共団体からの実績報告により把握(年1回)
	参考値(参考年度)	39都道府県(2020年)	年度ごとの実績値	44道府県						
中目標5	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性に対するあらゆる暴力の根絶									
測定指標6	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数						測定指標の選定理由	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標から、当該中目標に向かって実施される施策の成果を表す指標として選定。		
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	目標(値・年度)の設定の根拠	第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)の成果目標に基づき設定。
	目標値(目標年度)	60か所(2025年)	年度ごとの目標値	60か所(2025年までの目標値)						
基準値(基準年度)	47か所(2020年4月)	年度ごとの実績値	52か所(2021年11月)						測定指標の実績値の把握方法	毎年11月に実施する「ワンストップ支援センター整備状況調査」により把握(年1回)
参考指標3	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業に参加した地方公共団体数						参考指標の選定理由	本事業は、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。		
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の交付決定により把握(年1回)
	参考値(参考年度)	24か所(2020年)	年度ごとの実績値	26か所						

中目標6	男女共同参画の視点に立った安全・安心な暮らしの実現 ・女性の視点の反映による災害対応力の強化								
参考指標4-1	本庁職員に対する研修実施時に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を教材として使用した都道府県数							参考指標の選定理由	取組状況のフォローアップ結果の「見える化」により、当該中目標の進捗・達成状況を図る参考となるため。
	参考値 (参考年度)	—	年度ごとの実績値	R3年度 14府県	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法
参考指標4-2	災害発生時または予測時における地方公共団体へのガイドラインの通知回数							参考指標の選定理由	本ガイドラインは、当該中目標の達成に資するものであり、当該中目標の進捗・達成状況を測る参考となるため。
	参考値 (参考年度)	5回 (2020年)	年度ごとの実績値	R3年度 6回	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法
中目標7	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ・男女共同参画に関する意識の浸透								
参考指標5	男女共同参画局ホームページの調査結果等のPV数							参考指標の選定理由	調査結果等のPV数は、結果等が公表以後、記事等を見た者の積極的反応であり、それ自体が男女共同参画に関して意識的に考える契機となったかを図る参考となるため。
	参考値 (参考年度)	—	年度ごとの実績値	R3年度 6,226,497	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	参考指標の実績値の把握方法

※1 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

※2 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 令和4年度行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円					事業概要
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
1	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費 (平成25年度)	中目標4 0125	1,660 (805)	1,011				「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍の推進に関する施策が確実に実行されるよう、地方公共団体において地域における関係団体の連携を促進し、地域の実情に応じた、女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性活躍の取組への支援を行うほか、様々な課題や困難を抱える女性に寄り添い、就労までつなげていく支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用した相談支援等の取組に対する財政的支援を行う。
2	女性に対する暴力の根絶に向けた取組に 必要な経費(平成16年度)	中目標5 0123	1,383 (1,123)	1,579				女性に対する暴力の根絶に向け「女性に対する暴力をなくす運動」を国民運動として実施し、広報啓発を強化するとともに、「若年層の性暴力被害予防月間」をはじめとする若年層を対象とした予防啓発の促進等、社会情勢の変化に対応した個別課題への取組を進める。また、女性に対する暴力の被害者支援等の取組を促進するため、地方公共団体や民間の支援者等に対し、研修を行うとともに、支援の実態について調査等を行う。さらに、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金を通して、地方公共団体による、性暴力・配偶者暴力被害者等への支援の取組を促進する。
		施策の予算額 (執行額)	3,043 (1,923)	2,590				

	施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1	第5次男女共同参画基本計画	令和2年12月25日閣議決定	—
2	第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説	令和4年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○世帯所得の向上を考えると、男女の賃金格差も大きなテーマです。この問題の是正に向け、企業の開示ルールを見直します。 ○新しい資本主義を支える基盤となるのは、老若男女、障害のある方も、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会です。 ○人生や家族の在り方が多様化する中、女性の経済的自立や、コロナ下で急増するDVなど女性への暴力根絶に取り組めます。 ○全世代型社会保障構築会議において、男女が希望通り働ける社会づくりや、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う、持続的な社会保障制度の構築に向け、議論を進めます。
3	女性活躍・男女共同参画の重点方針2022 (女性版骨太の方針2022)	令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり 本部・男女共同参画推進本部決定	—

<p>4 経済財政運営と改革の基本方針2022</p>	<p>令和4年6月7日閣議決定</p>	<p>(女性活躍) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022(女性版骨太の方針 2022)」に基づき、「新しい資本主義」の中核に位置付けられた「女性の経済的自立」を実現するため、男女間の賃金格差の解消に向けて大企業に男女間の賃金格差の開示を義務付けるとともに、「女性デジタル人材育成プラン」を着実に実行する。また、同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇を改善する。女性の視点も踏まえた社会保障制度や税制等の検討を進める。テレワーク等の多様な働き方を後退させず、コロナ前の働き方に戻さないことに加え、男性の育児休業取得促進や長時間労働の是正等働き方改革の着実な実施、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備等男性の家庭・地域における活躍を進めるとともに、登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における女性の参画拡大や、ベビーシッター・家政士等の活用推進に取り組む。また、女性の健康に関する支援、困難な問題を抱える女性に対する支援、フェムテックの更なる推進、アダルトビデオ出演被害対策、性犯罪・性暴力対策、DV対策等女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた取組を進める。ジェンダーバイアス解消のための総合的な理解の醸成と支援を図り、女子中高生のIT分野を始めとした理工系の学びや分野選択を促進するなどにより、理工系分野の女性教員及び女子学生の割合を向上する取組を加速する。</p>
<p>5 フォローアップ</p>	<p>令和4年6月7日閣議決定</p>	<p>(女性活躍の更なる拡大) ・改正女性活躍推進法により、一般事業主行動計画の策定、届出及び情報公表が義務付けられた中小企業等を含む各企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体が連携し、相談対応・個別訪問等の支援を行う。さらに、企業に短時間正社員制度の導入を推奨するとともに、勤務時間の分割・シフト制の普及を進める。 ・地域女性活躍推進交付金の充実により、女性デジタル人材育成等の女性活躍支援や「生理の貧困」を含む様々な困難や課題を抱えた女性に寄り添ったきめの細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援する。 ・女性リーダー人材バンクの充実と更なる活用を図るとともに、新たに「女性役員情報サイト」において、プライム市場上場企業をはじめ、市場ごとに企業の女性役員比率ランキングを掲載すること等を通じて、企業における役員への女性登用に係る取組を促す。また、企業での女性活躍の推進のため、女性活躍の要素を考慮したジェンダー投資の状況等について調査し、その調査結果等を広く発信する。 ・女性の経済的自立や成長産業であるデジタル業界への労働移動を図るため、「女性デジタル人材育成プラン」(令和4年4月26日男女共同参画会議決定)に基づき、就労に直結するデジタルスキル習得支援及びデジタル分野への就労支援を2022年度から3年間集中的に行う。</p>